

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095) 827-5882

2017年度 第6号

2017年10月10日

文責 馬場 隆

県人事委員会報告・勧告（10/6）

国に準じた改善（月例給0.13%、ボーナス0.1月増）を勧告 4年連続の改善ではあるものの 昨年度と同様の低水準（行政職平均で年4万5千円）

長崎県人事委員会は 6 日、知事と県議会に対して、職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。その内容は、8 月の人事院勧告に準じて、月例給を若年層に重点を置いて平均 0.13 %増、一時金（ボーナス）は 0.1 月増の勧告となっています。4 年連続の改善勧告ではありますが、年間給与でみた場合の改善額は行政職の平均で 4 万 5 千円（0.8 %）と昨年度と同様の低水準に終わっています。

月例給の引き上げ額は400円～1100円
現給保障の対象者のほとんどは改善なし

月例給の引き上げ額は、概ね 20 代では行政職で 1000 円、教育職で 1100 円で、年齢（号給）が上がるに従って引き上げ額が少なくなり、高齢層は 400 円です。現給保障を受けている人のほとんどは、改善額が現給保障額に届かず、月例給の改善にはならないと考えられます。

現給保障は今年度までとされていますが、まだ 2 割以上の教職員が現給保障を受けていると推定されます。金額も 1 万円を超えている人もかなりいて、予定どおり今年度で終了すれば、来年 4 月から大幅な賃下げになる恐れがありますが、この問題について、人事委員会は何もふれていません。現給保障をどうするかは、今後の県教委との交渉での重要な課題となります。

教員特殊業務手当の検討に言及

人事委員会は、「給与に関する報告」の中で「検

討を要すべき事項」として教員特殊業務手当をとりあげ、「国や他の都道府県の動向等に留意しながら、適切に対応を検討する必要がある」と述べています。これは、文科省が部活動指導手当を 3600 円として予算算定をしていること等にかかわる言及と考えられ、この問題も今年度の交渉の重点課題の一つとなります。

県教委に 長時間労働の縮減のための効果的な対策の早期実施を求める

毎年課題として言及されてきている「長時間労働の縮減」について、今年の「人事管理に関する報告」では、「何が長時間労働の要因となっているかを改めて洗い出した上で、その解消に向け、（中略）これまで以上に積極的に取り組んでいく必要がある」とした上で、教職員の負担軽減に向けてのとりくみについて、「効果的な対策を検討し、早期に実施していく必要がある」として、県教委に取り組みの強化を促しています。高教組としても、今年の県教委との確定交渉においても、引き続き、長時間労働の縮減のための実効ある措置の実現を重点課題として取り上げる予定です。

10月末から県教委との確定交渉が始まる予定です。この交渉に学校現場の教職員の皆さんの声を反映させたいと考えていますので、県教委に要求したいこと等、高教組にご意見をお寄せください。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ